

1

子どもによる医薬品誤飲事故の 防止対策について

1. はじめに

近年、消費者安全調査委員会の調査等（【参考】近年の各調査報告書を参照）において、子どもによる医薬品誤飲事故が多く発生していることが報告されており、中には入院に至るような重い中毒症状を呈すると考えられる向精神薬等の誤飲の発生も認められています。また、平成27年3月に厚生労働省が公表した「平成25年度家庭用品等に係る健康被害病院モニター報告」において、誤飲対象が「タバコ」を抜いて「医薬品・医薬部外品」が、報告件数1位となりました。

今回、子どもによる医薬品誤飲事故を防ぐため、医療関係者の方々へお願いしていることを改めて紹介します。

2. 誤飲事故の背景について

最近の各調査報告において、誤飲事故を起こした年齢についてみると、特に自ら包装を開けて薬を取り出せるようになる1～2歳児にかけて多くみられるとされ、医薬品がテーブルや棚の上に放置されていた等、保管を適切に行っていなかった時や、保護者が目を離した際に、小児の誤飲事故が多く発生しています。

医療用医薬品については、子ども本人に処方された薬を誤飲する事例よりも、別の家族や親族に処方されたものを誤飲している事例が多いとされています。

また、最近では甘い味のついた口腔内崩壊錠の大量誤飲事例が報告されており、シロップ等、子どもが飲みやすいように味付けしてあるものは、おいしいものとして認識し、冷蔵庫に入れておいても自ら取り出して誤飲する例も珍しくないと報告されています。

なお、子どもによる医薬品の誤飲を経験した保護者へのアンケート調査（消費者安全調査委員会）からは、子どもによる医薬品の誤飲に対して注意喚起を受けた経験はない、もしくは覚えていない等といった回答が約6割となっており、誤飲事故について十分に認知されていないことや、事故が発生した際の対処方法を知らない保護者が多いことも報告されており、こうしたことも事故発生の要因となっていると考えられます。

3. 子どもの行動特性からみる誤飲事故

子どもによる医薬品の誤飲事故は、9割以上が自宅で発生しており、身近にある物を何でも口の中に入れようとする生後6か月頃から目立ち始めます。

誤飲事故には、子どもの成長に応じて「身近にあるものを何でも口に運ぶ」、「周囲への興味や関心が高まり人の模倣をする」、「興味を持って好んで取る」など、子どもの年齢や発達段階によって変化する行動特性が影響している、とされています。

そのため、保護者等に対しては、次にあげるように、子どもの成長に応じた事故の特徴、注意すべきポイント、特に注意を要する医薬品の種類などをできるだけ具体的に説明することが効果的と言えます。

1 「身近にあるものを手に取り何でも口に運ぶ」

おおむね6か月から1歳半ころにかけて、身近にあるものを手に取り口に入れる行動による誤飲事故が多く認められた。

- 口に入れることが想定されていない塗り薬等でも誤飲する。
- 包装ごと口に入れて噛んだり、袋を噛んで破いたり、金属チューブを噛んだりする等、通常の取り出し方でない方法で医薬品を誤飲する傾向がある。

2 「周囲への興味や関心が高まり人の模倣をする」

1歳児（特に1歳半頃）から2歳児にかけては、周囲への興味・関心が高まる時期であり、保護者の模倣等により誤飲することが考えられる。

- 足場を使って高い場所にある医薬品を取り出す。
- 大人用の医薬品を誤飲する。
- 包装容器を通常の取り出し方で開けて飲む。

といった事例が多くあった。

3 「興味を持って好んで手に取る」

おおむね2歳頃からの特徴として、手足や脳がより発達することによって、興味を持ったモノに対して、道具を使うなどして好んで手に取ることにより誤飲すると考えられる。

- 甘く味付けした水薬等を多量に誤飲する。
- 剤形がチュアブル、ドロップ、ゼリー等の医薬品を菓子と間違えて多量に誤飲する。

※消費者安全法第23条第1項に基づく事故等原因調査報告書「子供による医薬品誤飲事故」（平成27年12月18日 消費者安全調査委員会）より）

4. 誤飲事故発生時の対応

仮に誤飲事故が発生した場合においても、迅速かつ適切に対応することにより、重症化するリスクを低減することができます。

万が一、誤飲した場合には、子どもの状態や薬の名称、飲んだ量を確認した上で、直ちに専門の相談機関に連絡するか、必要に応じて医療機関を受診してください。誤飲した際の相談機関としては、「小

見救急電話相談（#8000）」や「公益財団法人日本中毒情報センターの中毒110番」が挙げられます。なお、相談される際、効果的に相談して的確な回答を得るためには、誤飲した医薬品名や摂取量等、誤飲事故の発生状況を正確に伝えることが重要です。

（相談機関：例）

①「小児救急電話相談」

連絡先 ■#8000

※全国同一の短縮番号（#8000）をプッシュすることにより、お住まいの都道府県の相談窓口に自動転送されます。

②「中毒110番・電話サービスの利用方法（一般専用）」

連絡先 ■大阪中毒110番（365日 24時間対応） 072-727-2499（情報提供料：無料）

■つくば中毒110番（365日 9時～21時対応） 029-852-9999（情報提供料：無料）

5. 医療関係者の方々へのお願い

こうした状況を踏まえ、厚生労働省から通知を发出（【参考】関係通知等②③を参照）して、医療関係者の方々へは、情報の掲示等（右下図を参照）による患者の家族等への積極的な注意喚起、情報提供の実施をお願いしております。

1. 医薬品を小児の手の届かない場所に保管するなど、適切な保管及び管理をするよう注意喚起すること。

※誤飲して、重い中毒症状を呈するリスクが高く特に注意を要する医薬品（向精神薬、気管支拡張剤、血圧降下剤及び血糖降下剤）については特に要注意。

※薬袋等に子どもによる誤飲に関する注意点を記載する等の対策を講じることも重要。

※高齢者等自ら医薬品の保管・管理が困難と思われる患者に対しては、家族等の介護者に対して注意喚起。

2. 誤飲事故が発生した場合の対処方法として、相談機関及び相談に必要な情報例について情報提供すること。

保護者の皆様へ

★ 子どもによる医薬品の誤飲事故に注意！ ★

子どもによる大人用の医薬品の誤飲が多く発生しています。子どもの行動の特徴をふまえ、特に、子どもが誤飲すると入院等の重い中毒症状を呈するリスクが高い医薬品（向精神薬、気管支拡張剤、血圧降下剤及び血糖降下剤）の家庭における保管については十分注意しましょう。

！ 家庭での医薬品の保管のポイント！

- 子どもの手の届かない、見えない所に保管しましょう。
- 保管する場合には、鍵のかかる場所に置く、取り出しにくい容器に入れるなど、複数の対策を講じましょう。

子どもが医薬品を誤飲した際の相談機関(例)

中毒110番・電話サービス(通話料は相談者負担)
【連絡先】 大阪中毒110番(365日24時間対応) 電話: 072-727-2499
つくば中毒110番(365日9~21時対応) 電話: 029-852-9999

出典:消費者安全法第31条第9項に基づき経産省「子どもによる医薬品誤飲事故」
(平成26年12月19日 消費者安全調査委員会)

★詳しくは消費者庁ホームページをご覧ください。
(http://www.caa.go.jp/safety/pdf/141219kouhouyou_2.pdf)

(図：情報の掲示物の例（関係通知等②より）)

6. 包装容器による対策について

近年、いわゆるチャイルドレジスタンス容器が事故防止に効果的であると考えられています。

現在、厚生労働科学研究費補助金「子供の医薬品誤飲防止のための包装容器評価に関する研究」において検討が行われており、今後その成果を踏まえ、改めて包装容器面を含めた当該誤飲事故の防止対策への考え方を示す予定（【参考】関係通知等①を参照）ですが、まずは家庭において、子どもの存在を意識した適切な管理が非常に重要です。

子どもによる医薬品誤飲事故を防ぐため、患者の家族等への積極的な注意喚起、情報提供の実施をお願いいたします。

【参考】

近年の調査報告書

- ① 「消費者安全法第23条第1項に基づく事故等原因調査報告書「子供による医薬品誤飲事故」
平成27年12月18日 消費者安全調査委員会
http://www.caa.go.jp/csic/action/pdf/7_honbun.pdf
(概要) http://www.caa.go.jp/csic/action/pdf/7_gaiyou.pdf
- ② 「平成25年度家庭用品等に係る健康被害病院モニター報告」
平成27年3月31日 厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室
(報告書) <http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11123000-Iyakushokuhinkyoku-Shinsakanrika/0000079648.pdf>
- ③ 「子供用水薬を中心とした医薬品容器の安全対策」(平成23年4月 東京都商品等安全対策協議会)
<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/anzen/kyougikai/h22/houkoku.html>
(報告書) https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/anzen/kyougikai/h22/documents/houkokusho_all.pdf

関係通知等

- ① 「子どもによる医薬品誤飲事故の防止対策について」
平成27年12月18日付 厚生労働省医政局総務課、医薬・生活衛生局総務課、医薬・生活衛生局安全対策課連名事務連絡
<https://www.pmda.go.jp/files/000208938.pdf>
- ② 「子どもによる医薬品誤飲事故の防止対策の徹底について」(医療機関及び薬局への注意喚起及び周知徹底依頼)
平成26年12月24日付 医政総発1224第3号・薬食総発1224第1号・薬食安発1224第2号厚生労働省医政局総務課長、医薬食品局総務課長、医薬食品局安全対策課長連名通知
<https://www.pmda.go.jp/files/000198337.pdf>
- ③ 「医薬品等の誤飲防止対策の徹底について」(医療機関及び薬局への注意喚起及び周知徹底依頼)
平成25年1月4日付 医政総発0104第1号・薬食総発0104第2号・薬食安発0104第1号厚生労働省医政局総務課長・医薬食品局総務課長・安全対策課長連名通知
<https://www.pmda.go.jp/files/000146031.pdf>